

青森県報

第四千三百四十七号

平成二十九年
九月八日
(金曜日)

青森県告示第六百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき平成二十九年八月三十日専決処分した平成二十九年青森県一般会計補正予算（専決第一号）の要領は、次のとおりである。

平成二十九年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

○平成二十九年青森県一般会計補正予算（専決第一号）の要領……………	（財 政 課） …… 一
○青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………	（青 少 年 ・ 男 女 共 同 参 画 課） …… 三
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退……………	（保 健 衛 生 課） …… 三
○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	（高 齢 福 祉 保 険 課） …… 三
○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	（ 同 ） …… 三
○喀痰吸引等業務の登録……………	（ 同 ） …… 四
○障害福祉サービス事業者の指定……………	（障 害 福 祉 課） …… 四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	（ 同 ） …… 四
○飼料の試験の結果の概要……………	（畜 産 課） …… 五
○廃川敷地等の公示……………	（河 川 砂 防 課） …… 五
○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	（情 報 シ ス テ ム 課） …… 六
○出先機関……………	（ 同 ） …… 六
○道路の位置の指定……………	（上 北 地 域 民 局） …… 六

告 示

示

平成29年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）

平成29年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,750,722千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ721,350,722千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1	県 税	139,930,825	36,787,293	176,718,118
3	地 方 消 費 税	23,937,406	36,787,293	60,724,699
5	地 方 交 付 税	214,286,000	△36,571	214,249,429
1	地 方 交 付 税	214,286,000	△36,571	214,249,429
歳 入 合 計		684,600,000	36,750,722	721,350,722
歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2	総 務 費	33,568,292	131,061	33,699,353
4	徴 税 費	4,862,712	131,061	4,993,773
13	諸 支 出 金	48,541,048	36,619,661	85,160,709
1	地方消費税清算金	24,055,578	36,619,661	60,675,239
歳 出 合 計		684,600,000	36,750,722	721,350,722

青森県告示第六百三十二号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十九年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者（製作者）名	該当条項
一三四	書籍	恋愛チエリーピンク 雑誌一〇八〇―一九 九月号	株式会社秋田書店	第十二条第一項第一号該当
一三四	書籍	恋愛天国パラダイス 雑誌〇九六七―五一九 九月号	株式会社竹書房	第十二条第一項第一号該当
一三五〇	書籍	BOYSピアス禁断 雑誌〇八一七―五―〇八 八月号	サン・メディアアレッツ株式会社	第十二条第一項第一号及び第二号該当
一三五	書籍	MAGAZINE BE×BOY 雑誌一八三五―一〇九 九月号	株式会社リブレ	第十二条第一項第一号及び第二号該当
一三五	書籍	麗人 雑誌〇九六一―三一九 九月号	株式会社竹書房	第十二条第一項第一号及び第二号該当
一三五	書籍	BE・BOY GOLD 雑誌一七七七―九―〇八 八月号	株式会社リブレ	第十二条第一項第一号及び第二号該当

青森県告示第六百三十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第四百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成二十九年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当診療科	指定辞退年月日

難病指定	氏 名	施設	診療科目	平成
	田中 美彦	田中医院	三戸郡五戸町鍛冶屋窪上ミミ三三の二	二九・七・三

青森県告示第六百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十九年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う場所	指定年月日
	合同会社山歩	上北郡東北町字膳前一二の六九	訪問介護	訪問介護事業所ながい	平成二九・九・二

青森県告示第六百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日

歩	合同会社山	上北郡東北町字 膳前一二の六九	介護予防 訪問介護	訪問介護事 業所ながい	上北郡東北町字 膳前一二の六九	平成 三元・九・二
---	-------	--------------------	--------------	----------------	--------------------	--------------

青森県告示第六百三十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二五〇〇〇六	〇二五〇〇〇五	〇二五〇〇〇四	〇二五〇〇〇三	〇二五〇〇〇二	〇二五〇〇〇一	登録番号	平成 二元・八・二六	氏名又は 名称	社会福祉 法人貴望 会	住所	上北郡 浜野五 四三	事業 名称	特別養 老ホー ムなの は	所在地	上北郡 浜野五 四三	業務開始 年月日	平成 三元・〇・一	備考	介護老人 福祉施設
〇二五〇〇〇六	〇二五〇〇〇五	〇二五〇〇〇四	〇二五〇〇〇三	〇二五〇〇〇二	〇二五〇〇〇一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第六百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ア キラ工業	上北郡六ヶ所村 大字倉内字 笹崎二五 四	障害福祉 サービスの 種類	居室介 護	名称	介護サー ビス	所在地	上北郡六ヶ所村 大字倉内字 笹崎二五 四	指定 年月日	平成 三元・九・一
株式会社ア キラ工業	上北郡六ヶ所村 大字倉内字 笹崎二五 四	障害福祉 サービスの 種類	重度訪問 介護	名称	介護サー ビス	所在地	上北郡六ヶ所村 大字倉内字 笹崎二五 四	〃	〃

青森県告示第六百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	名称	所在地	指定 年月日
ニチイケアセンター弘前訪 問看護ステーション	弘前市大字城東中央五丁目四の一 D W I N G一階	〃	平成 三元・九・一

青森県告示第六百三十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十九年七月十四日及び同年八月十日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表す

る。

平成二十九年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい標準配合飼料 パワータックZK後期	29.7	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房DX	29.7	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい配合飼料 スベシヤルポーケCマッシュ	29.7	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、TDN、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	ヤル中印大すう用配合飼料 卵卵卵ジヤンII	29.8	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	ヤル中印肉豚肥育用配合飼料 パブポーケペレ	29.8	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、TDN、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	ヤル中印種豚飼育用配合飼料 バイタルラクト	29.8	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、TDN、水分	無

青森県告示第六百四十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 河川の名称
- 二 二級河川堤川水系堤川
廃川敷地等が生じた年月日
平成二十九年九月八日
- 三 廃川敷地等の位置
青森市筒井二丁目四三九の五地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
宅地 九・四五平方メートル

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
汎用コンピュータ及び関連機器更新設定業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十九年七月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額
一億八百万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市一本木沢一丁目二 一八の三	五三・八四メートル	六・〇〇メートル	平成 二九・八・二四

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------